



結成 30 年全教定期大会開催 2/8・9 「変形労働時間」導入阻止に向けて全力を尽くす

小畑委員長は、1年単位の変形労働時間制の導入を阻止するため、都道府県や政令市レベルでの取り組み強化を表明しました。また、9条改憲をねらう安倍首相を批判し、改憲発議阻止に全力をあげ、子どもたちに平和な未来を手渡そうと呼びかけました。さらに、新学習指導要領は「国と財界が求める人材を育成する戦後最悪の指導要領」と指摘。子どもの意見を重視し、最善の利益の視点から施策を進めていくよう求めました。檀原書記長からは、30人学級の早期実現や無償教育の前進、変形時間制導入反対、教職員定数の抜本的改善、全国一斉学力テストの中止、教員免許更新制の廃止などの運動提起がありました。

討論では、昨年7月に試験的に1カ月単位の変形労働時間制を導入したさいたま市の代議員から「1日8時間が人間らしい

働き方。時間外調整や割り振りをすれば、変形制は必要ない」との訴え。岐阜からは、中3がいじめの末自殺した生徒が通っていた学校は、県独自の実習校で管理職になる出世コースであり、30歳代までの男性教員が多い。パワーハラスメント、長時間過密労働が蔓延している。子どもに寄り添う視点を身につけられず、管理教育になっているのではと語られました。愛教労は、1年変形制を導入済みの国立大付属の教員を招いた学習会の内容を伝えました。導入すれば非常に煩雑なシフト作成作業などが発生する。制度導入には時間外上限などの要件が必要であり、条例制定阻止は職場での取り組みが重要になると報告しました。4月からの会計年度任用職員制度導入に伴い、有給の療養休暇や更新時の空白期間解消を勝ち取った報告もありました。

全国学習学力状況調査(学力テスト)に参加しないこと テストの事前対策を行わないこと～県内の市町村教委・校長に要請～



愛教労は、昨年11月から今年の2月にかけて、県内すべての市町村教育委員会と小中学校長にあてて、以下のような要請書を提出するとともに、自治体と申し入れや懇談をしました。

全国学力・学習状況調査に関する要請書

(前文略)

子どもたちはだれもが、「授業が分かるようになりたい」「勉強が好きになりたい」と思っています。ところが、全国学力・学習状況調査(全国学力テスト)は、大切な授業時間を削り、2時間あるいは3時間とテストが続きます。また、テストには授業で学習したことのない難しい問題が多く含まれています。子どもたちは、テスト続きで疲れるだけでなく、問題が解けなくて学習意欲を低下させています。また、質問紙で内心やプライバシーに関わることで事細かに調査されることと併せて、子どもたちの心が傷つけられています。

今年度中学校で初めて実施された英語調査では、「話すこと」調査で多くのトラブルが発生しました。

その1つに、音声データの欠損などにより、1,658校の15,298人に成績が提供されないという事態がありました。貴重な授業時間を使い、真剣に取り組んだのに、その結果が返ってこなかったのです。教育の場にあってはならない出来事でした。

トラブルが続出したことを受けて、文部科学省は、検証委員会を立ち上げ、9月20日に検証報告書を出しました。

報告書では、「事前に調査プログラムと同型のプログラムを提供するなどにより、少なくとも調査対象となる生徒全員が調査方法を事前に体験できる機会の設定が必要である。」としています。文科省は、事前対策を正式に認めてしまいました。今まで以上に、競争や序列化に拍車がかかる恐れがあります。

報告書は、また、「1回当たりの調査人数を縮減し生徒間の間隔を確保したりする…その際、今回は全ての調査を1日で実施しているが、これを2日に分けて実施すること」を提案しています。新年度当初の忙しい時期に事前練習をさせ、調査を2日間にわたって実施しているのは、学校教育に重大な支障が出てしまいます。それでも、文科省は、あくまで3年に1度、英語調査を続けていくという方針を変えていません。

英語調査を含め全国学力テストは、子どもたちを苦しめ、競争をあおり、学校教育をゆがめるものです。そこで、以下のことを要請します。

記

- 1 全国学力テストに参加しないこと
- 2 たとえ参加しても、市町村および学校別の成績を公表しないこと
また、過去問題などを使った事前のテスト対策をしないよう学校を指導すること
- 3 英語調査については、中止を含めた見直しを関係機関に働きかけること

以上

愛知県教職員多忙化解消フォローアップ会議に向けての意見交換会

1/24

3月13日開催予定の「愛知県教職員多忙化解消会議」に向けて、県教育委員会と1年間の取り組みについて意見交換をしました。以下抜粋を掲載します。

長時間労働の是正に向けた在校時間管理の適正化

- 1) 県プランは月80時間超の教員の割合を、令和元年度末までに0%にするという具体的数値目標を掲げている。令和元年11月の数値は小学校6.9%でプラン発表以前より微減となり、中学校は23.9%で4割減、両校種合わせた小中学校教員全体では13.0%という結果となった。
- 2) ①多くの学校では依然自己申告制が用いられている。在校時間調査の精度そのものが疑問視される事例が少なくない。

- ② 45分間の休憩が「取れたこと」「取ったこと」として、事実と異なる集計をしている学校・市町村教委が多数存在する。月あたり16～20時間ほども超過時間が少なく集計されていることになり、実態が正しく測れていない。
- ③ 79時間50分台が頻出する記録や月内の全出勤日が同一出勤時刻となっている記録が、未だに市町村教委・校長に管理されず集約されている。また、打刻の後に在校勤務を続けたり、休日出勤の未打刻の例がある。

④市町村によっては、数値目標をほぼ達成し時間外勤務が解消しているが、そこに勤務する教職員の実態から、「なぜ時間外勤務がこれほど減ったのか」疑問の声が上がっている。不正な取扱いがなかったか確認する必要がある。

⑤市町村によっては、月 80 時間を超過する教職員が 60 % 以上の小学校や、90 % 以上の中学校の記録が報告されている。多忙化解消の視点が欠落していると言わざるを得ない。県教委は改めて実態を調査し、どのようなマネジメントが行われているのか確認する必要がある。

3) 県教委は平成 30 年 3 月 1 日に「勤務の割振変更簿の整備と運用について (依頼)」を発し、勤務の割振変更簿の整備と運用を進めるよう教育事務所を通じて市町村教委に求めた。しかし、勤務の割振変更簿を作成している小中学校は全体の 18.2% (184 校) に留まり、愛教労の調べでは、令和元年 12 月の時点でも新たに割振変更簿を整備した市町村はない。

業務改善に向けた学校マネジメントの推進

4) 愛教労は、関係諸団体と交渉・懇談している。その中で労働諸法令について十分理解していないケースが少なからず存在する。管理職として不可欠な労働法規の知識の欠落のために起こるものであり、県教委の管理責任でもある。プランに明記したとおり、現職対象の労務管理研修を労働基準監督署と連携して実施することが必要である。また、管理職任用に労働諸法令の知識を問う試験を課す改革も検討すべきである。

部活動指導に関わる負担の軽減

5) ①ガイドラインは、顧問業務が多忙化の一因となっていると指摘したに過ぎない。

②ガイドラインは、一定の「基準」として効力を発揮すべきものであるが、実施に向けた具体的スケジュールが含まれていない。遵守実行の最終期限を示す必要がある。

③ガイドラインは、現状をある程度改善する基準とはなったが、労働諸法令には触れないまま「ガイドライン」として示されたため、適用した市町村・学校でも、時間外に及ぶ長時間労働は改善されていない。

④法令を遵守するためには、少なくとも教員が部活顧問をやらないう選択を認めることが必須である。ガイドラインは違法な状況を県教育委員会として事実上追認する文書となってしまった。

6) ①別項では現状のスポーツ部活動の問題点を指摘し、その改善策を示しているが、そのことにより教員に新たな業務を課しており、多忙化解消に逆行する側面がある。競技性を重視した文化・スポーツ活動は学校教育の範疇を明らかに超えており、学校からの切り離しの方向を検討すべきである。

②過度な活動を抑制するために活動日や活動時間の量的制限が示されたが、試合期の業務は過労死レベルの月 80 時間に

達するものとなっている。朝練習を容認していたり、土日休日の活動制限に大幅な例外を認めていたり、初めから骨抜き規制となっている。

③ガイドラインは、小学校部活動を根拠なく容認し、活動時間の量的制限基準を設定した。小学校部活動を認めることは多忙化解消に逆行する。

7) 多忙化解消のためには、現状の部活動指導業務を学習指導要領・労働諸法令に照らして検討する視点が重要であり、その際、①生徒の「全員加入」禁止②教員の「全員顧問制」の廃止・顧問業務の自由選択制導入③朝練習の禁止④小学校部活動の廃止⑤新任教員・臨時教員に部活顧問をさせないことは不可欠である。

業務改善と環境整備に向けた取り組み

8) 県教委は自主的研修と位置づけて教育研究論文募集を実施している。市町村によっては事実上の強制応募や、応募目標数の設定がある。そこでは管理職・主任などが個人的に応募を働きかけている。県教委は交渉の場においても「応募はあくまで自主的」との立場を崩さず、過労死レベルの多忙化を解消する取り組みを妨げている。どうしても論文募集を行うならば、時間外労働がある教員に応募資格を認めないなど業務時間を制限するルールを併せて設定すべきである。

9) 小学校で特別の教科道徳、小学校英語教科化、中学校道徳教科化により、教員の業務はさらに増加している。これらに対応するための研修や事務作業などの業務が加わり、多忙化解消に逆行する動きとなっている。県教委は英語専科教員の加配や ALT 配置、事務軽減策の提示などを行うとともに、業務増加分に見合う業務削減を実施する必要がある。とくに中学校における県事業キャリアスクールプロジェクト職場体験は直ちに中止すべきである。

10) ① 2019 年 12 月、国会は一年を単位とする変形労働時間制を認める給特法改定を行った。その前提として文科省は「勤務時間の上限ガイドライン」という基準を設定した。そこでは月 45 時間以下の超過というそれ自体が給特法違反の数値が示された。また例外とされる月 80 時間未満、月 100 時間未満というのは過労死レベルを容認するものであり論外である。

②変形労働時間制については、繁忙期と閑散期という概念がそもそも学校にはそぐわないものであり、繁忙期とされる時期の長時間労働が現状より更に過酷なものになることは明らかである。また閑散期とされる休業期間には実際には研修や部活動指導、教材研究など授業以外のさまざまな業務が課せられていることから、休みが取れないまま時間外勤務に従事しなければならぬ可能性が高い。記録上、見た目の時間外労働を減らそうとする愚策に他ならない。

第 19 回全国障害児学級学校 学習交流会 in 神戸 1/11・12・13



赤木和重さん(神戸大)

戦後 75 年というのに、障害のある児童生徒が義務教育を受けられるようになってまだ 40 年。こんな事も知らずに特別支援教育に携わっていました。恥ずかしいことです。私は、中学校で英語教師として働いておりましたが、特別支援学級の担任が産休に入るために年度途中から関

わることとなりました。

関わってみると経験したことのない面白さがありました。総合学習や作業学習、自立学習などの授業で何を教えていくのか最初は戸惑いましたが、そのうちに授業創造の喜びを感じるようになりました。特別支援学級の生徒たちを観察していると、彼らは突然人に抱きついたり、卑猥な言葉を言ったりしていました。その理由は正しい性教育指導がないからである、ということがわかったのです。体育科の授業には参加していますが、座学の学習になると「むずかしい」という理由から保健の授業には参加しない生徒が多いのです。

そのため、今回の学習会参加の目的は、障害児学級を対象とした性教育指導を学ぶ事でした。2 日目の講座では、関西地区で活躍されている千住真理子氏のお話を聞きまし

た。それは私自身の性教育への偏見を一掃するものでした。「性教育は科学的 (真実) に教えることである」という言葉が大変印象的でした。また、長崎県には障害を持った人たちが性教育を学び、人を愛しパートナーを見つけ、子どもを産み、家族で子どもを育てることができるように支える組織があることも知りました。

「性」を学ぶ事は、「生」を考えること。つまり、「その人自身がどう生きていくのかを考えること」というのです。また、それは「人権に関わる大切な学習」と千住氏は述べています。午後からは千住氏が推進する授業を追試されている先生方のお話を聞き、私もやってみたく強く感じました。学校へ帰って今少しずつ準備を進めているところです。

天野 幹枝

TANE in 東京

2/1・2



2 月 1 日 - 2 日かけて東京で行われた TANE ! in 東京に参加しました。初めて参加して、とても自分のやる気につながりました。全国の教育や労働環境に対して意識のある人たちと関わり、意見交流を

通して、もっと職場と子ども、自分の時間を考えながら、仕事に向き合いたいと思います。来年度は沖縄で行われる TANE ! に向けてさらに青年部活動を盛り上げたいです。

